

2025 年 6 月 11 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市西区江戸堀 2-7-32-304

全大阪生活と健康を守る会連合会

会 長 大 口 耕 吉

生活保護の民主的实施を求める要望書

貴職におかれましては、府民・市民のくらしを守るため、日々努められていることに敬意を表します。

異常な物価高騰の影響で、今後さらに住民のいのちと暮らしがますます脅かされる状況が広がる
ことが懸念される中、貴自治体が住民のいのちとくらしを守る「地方自治の本旨」の精神を発揮し、
次の項目を実現されるよう要望します。

記

(1)自治体として次のことを実現すること。

1. 大阪市は、医療扶助の一部負担導入を求める国への要望をしないこと。
2. 「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」の厚生労働省通知に基づき、路上生活者等に対する住居の確保や生活保護の申請など、公的責任で行うこと。
3. 申請権の確立について
 - イ. 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。
 - ロ. 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。
 - ハ. 申請の意思を確認すること。
 - ニ. 申請の意思を示した人には、ただちに申請を受理すること。
 - ホ. 申請は、申請の意思を示した日とすること。
 - ヘ. 申請を受理する前に、相談の名をかりた調査はやめること。
 - ト. 本人の意思に基づく申請時の第三者の同席を認めること。
 - チ. 申請手続きは簡素化すること。
 - リ. 申請時の受付面接は、「福祉専門職」採用の職員が対応すること。
4. 申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
5. 保護の決定は、申請日を含め 14 日以内を厳守すること。
6. 夏季、年末一時金は復活すること。夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策

- を講じること。
7. エアコンの設置・修理について
 - イ. すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。
 - ロ. 冷房器具の支給要件はなくすること。
 - ハ. エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。
 - ニ. 当面、購入のための貸付けの返済金については控除すること。
 8. 個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
 9. 保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
 10. ケースワーカーについて
 - イ. 「福祉専門職」採用の正規職員にすること。
 - ロ. 職員の配置は 60 世帯あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ること。
 - ハ. 社会福祉法第 19 条に定められている通り「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。
 11. 関係部局との連携を徹底し、餓死・孤立死を出さないこと。
 12. 扶養義務調査について
 - イ. DV や長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。
 - ロ. 収入申告、資産調査の強制をしないこと。
 - ハ. 扶養照会文書に、申請者や被保護者の住所を記載しないこと。
 - ニ. 扶養義務者に収入申告、資産調査の強制はしないこと。
 13. 資産申告書について
 - イ. 資産申告書提出の強要はしないこと。
 - ロ. 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。
 - ハ. 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については保有を認めること。
 - ニ. 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
 14. 実態を無視した収入の見込み認定をしないこと。
 15. 就労について
 - イ. 就労指導は、27 条の精神に基づき、当事者の意思を尊重すること。また、就職活動に必要な携帯電話の契約については、行政が支援や貸与を行うこと。
 - ロ. 就労した際の基礎控除やその他の勤労控除について十分に説明すること。
 16. 生活保護費の漏給や過誤払いを防ぐためにも、わかりやすい保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
 17. 加算や扶助は漏れのないよう十分留意し、漏給は発生した時点に遡って支給すること。
 18. 63 条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。
 19. 80 条の適用について、保護費の過誤払いについては、返済能力のない場合は返済を免除すること。

20. 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、単身世帯5千円、複数世帯1万円程度を上限とする目安を守り、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。
21. 生活困窮者自立支援法について
 - イ. 生活困窮者自立支援に名を借りた生活保護の申請権を侵害しないこと。
 - ロ. 自立支援プログラムは本人の意思を尊重し、自治体の責任で働く場を確保すること。
 - ハ. 指導資格のない就労支援員の「指導」はやめること。
22. 一時扶助について
 - イ. 冷蔵庫や洗濯機、転居の際の原状回復費用などにも支給対象を広げ、支給額は大幅に引き上げること。
 - ロ. 入学準備金・体操服・修学旅行費などは実態に応じた実費を必要な時期に間に合うよう支給すること。
23. 住宅扶助について
 - イ. 住宅扶助基準を元に戻すこと。
 - ロ. 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。
 - ハ. 新規申請の場合の高額家賃についても特別基準の設定を積極的に行うこと。
 - ニ. 実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。
 - ホ. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。
 - ヘ. 公営住宅に当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。
 - ト. 風呂設備の設置費用は、実情に即して支給すること。
24. 税、国民健康保険料、介護保険料滞納分の徴収については、関係部局と連携し、執行停止などを徹底すること。
25. 自動車保有を認めること。
26. 125CC以下のバイクの保有の要件を緩和すること。
27. 医療を受ける権利について
 - イ. 医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。
 - ロ. ジェネリック医薬品の処方医師の知見に基づいて行い、本人の意思に反する強制はしないこと。
 - ハ. 入院時の基準生活費・入院患者日用品費については、実態に応じた額に引き上げること。
 - ニ. 大阪市は調剤券の発行をやめること。
 - ホ. 医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施せず、カード作成の強要はしないこと。
28. 移送費について
 - イ. 平成22年3月12日に出了れた厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。
 - ロ. 福祉事務所へ行くための交通費を支給すること。
 - ハ. 求職活動に必要な交通費は実費支給すること。
29. 申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。

30. 葬祭扶助の支給については親族・遺族に徹底すること。
31. 死亡後の家の片付け代やゴミ処理料金については、行政の責任で行うこと。
32. 高校生のアルバイトは収入認定しないこと。当面、収入認定する際には、高校生に対し収入から基礎控除や未成年者控除があること、クラブ活動や塾代、大学進学費用、自動車運転免許取得費用などの将来に向けての預貯金ができることなどを本人に十分に説明すること。
33. 自転車保険の加入保険料やヘルメット購入費用は、通学・通勤に限定せず支給すること。
34. 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。

(2)国に要求すること

1. 生活保護基準は2013年7月以前の基準に戻すこと。
2. 63条に基づく「払いすぎた保護費の返還債権」の非免責債権化や、保護費からの天引き徴収、ジェネリック医薬品の使用の義務化は元に戻すこと。
3. 生活保護利用者が、医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施しないこと。
4. 住宅扶助基準と冬季加算は元に戻すこと。
5. 生活保護は全額国庫負担とし、生活保護費を大幅に引き上げること。
6. 夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。
7. 老齢加算を元に戻すこと。
8. 期限付き保護、級地見直しなどの改悪はやめること。
9. 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）を中止すること。
10. 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
11. 医療抑制につながる調剤薬局の限定は実施しないこと。
12. 検診命令は「命令」ではなく「健診指示書」などの名称に変更すること。
13. だれもが気兼ねなく利用しやすい制度にするため、生活保護法を「生活保障法」に名称を改めること。
14. ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。
15. 保護開始時の手持金の保有については、少なくとも最低生活費の3ヶ月程度は認めること。
16. 治療材料のひとつとして、補聴器も支給対象とすること。